



2026年1月23日

各 位

会社名 シリコンスタジオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 梶谷 眞一郎
(コード: 3907、東証スタンダード)
問合せ先 取締役兼コーポレートサービス本部長
兼 経営管理部長 竹中 康晴
(TEL. 03-5488-7070)

剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「剰余金の処分の件」を2026年2月26日開催予定の第27期定時株主総会に付議することを決議致しました。

また、本議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分及びその他資本剰余金を原資とする期末配当の実施について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 剰余金処分の目的

当社では、安定的に利益還元を行なうこと、また、今後の成長に向けて経営資源を確保することが経営上の最重要課題の一つと考え、収益力および財務状況を総合的に考慮して剰余金の配当およびその他処分を決定することとしております。

一方、当社の2025年11月期（第27期）の個別財務状況は、当社個別のその他資本剰余金は1,431百万円となっているものの、繰越利益剰余金は335百万円の損失（繰越損失）となっており、資本構成に偏りが生じています。

こうした偏りを是正し、財務体質の健全化をはかるとともに、早期に利益剰余金から配当を実施できる態勢を実現するため、会社法第452条および第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金を処分し、その他資本剰余金を利益剰余金に含まれる繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越損失を填補し、繰越損失を解消することといたしました。

また、2025年11月期の配当につきましては、利益実績、上記剰余金の状況や上記配当政策を踏まえ、2025年10月9日公表の「2025年11月期の期末配当予想の修正に関するお知らせ」で、お伝えしましたとおり、期末配当金を1株あたり10円とさせていただきました。

2. 配当の内容 決定額 直近の配当予想

	決定額	直近の配当予想 (2025年10月9日発表)	前期実績 (2024年11月期)
基準日	2025年11月30日	同左	2024年11月30日
1株当たり 配当金	10円00銭	10円00銭	0円00銭
配当金 総額	27,699,780円	—	—
効力発生日	2026年2月27日	—	—
配当原資	資本剰余金（注）	—	—

（注）純資産減少割合 0.014（小数点以下3位切り上げ）

3. 資本剰余金からの配当について（ご参考）

今回の配当は、全額「その他資本剰余金」を配当原資とするため「資本の払戻し」に該当し、一般的な「利益剰余金」を配当原資とする配当とは税務上の取扱いが異なります。「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として取り扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。今回の期末配当においては、「みなし配当」は生じておりません。一方、「みなし配当以外」の部分は、「みなし譲渡損益」が発生しますが、これは税務上の配当所得に当らないため、所得税等の源泉徴収の対象とならず、確定申告の配当控除の対象にもなりません。また、当社株式の取得価額の調整が必要となることがあります。

つきましては、今回の配当のお取扱い等について、別紙「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご覧ください。

別紙「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」は、今回の配当に係る税務上のお取扱いや、税法の規定により株主の皆様に通知すべき事項等についてご説明しておりますが、株主の皆様の個々のご事情により対応は異なりますので、全てを網羅するものではありません。確定申告等の具体的な税務上のお手続き等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談くださいますようお願い申しあげます。

また、特定口座をご利用の株主様の取得価額の調整方法等については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

以上

【別紙】

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

1. 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

(1) 今回の当社の「その他資本剰余金」を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱いとなります。この配当金は、税法の規定にしたがい、「みなし配当」と「みなし配当以外」に区分されます。「みなし配当」の部分は、税務上の配当所得として取り扱われ、所得税等の源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」の部分は、税務上の配当所得ではないため、所得の源泉徴収はなく「みなし譲渡損益」が発生いたします。

(2) 具体例（1株当たりで説明）

10円0銭 (1株当たりの配当金)	「みなし配当」 0円0銭	通常の配当と同様、源泉徴収の対象（ただし、今回は生じておりません）。
	「みなし配当以外」 10円0銭	源泉徴収の対象外。「みなし譲渡損益」の計算上、「収入金額とみなされる金額」となります。

2. みなし譲渡損益の算出方法について（租税特別措置法第37条の11）

(1) 「みなし譲渡損益」は、以下の計算式で算出されます。

みなし譲渡損益の計算式		
① 収入金額とみなされる金額	= 払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額 (10円×保有株式数)	- みなし配当額 (0円×保有株式数)
② 取得価額	= 従前の取得価額の合計額	× 純資産減少割合 0.014
③ みなし譲渡損益 (①-②)	= ① 収入金額とみなされる金額	- ② 取得価格
[例] 当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合		
① 収入金額とみなされる金額	= 10円 (1株当たり配当額) × 100株	= 1,000円
② 取得価額	= (1,000円 × 100株) × 0.014 (純資産減少割合)	= 140円
[みなし譲渡損益]	= ①1,000円 - ②140円	= 860円
※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談下さい。		

(2) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

以下の調整式により、当社株式の取得価額の調整が必要となります。

取得価格の調整式		
1株当たりの新取得価額	= 1株当たりの従前の取得価格	- 1株当たりの従前の取得価格 × 純資産減少割合
[例] 当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合		
「1株当たりの新取得価額」 = 1,000円 - (1,000円 × 0.014 (純資産減少割合 (概算) (注))) = 986円		
「新取得価額」 = 986円 × 100株 = 98,600円		

「特定口座」をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整していただく必要があります。また、権利確定日以降、配当支払日前までに売却された株式に関しましては、上記取得価額の調整は不要となります。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。

3. 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第 114 条第 5 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払い戻しに係る所得税法施行令第 61 条第 2 項第 4 号に規定する割合）	0.014 (小数点以下 3 位未満切り上げ)

4. 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の基因となった法人税法第 24 条第 1 項各号に掲げる理由	資本の払い戻し
その事由の生じた日	2026 年 2 月 27 日
その支払に係る基準日における発行済株式等の総数（自己株式を除く）	2,769,978 株
みなし配当額に相当する金額の 1 株当たりの金額	0 円 (小数点以下 10 位未満切り捨て)

法人税法施行令第 23 条第 4 項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払い戻しに係る法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号に規定する割合）	0.014（概算）（注） (小数点以下 3 位未満切り上げ)
資本の払い戻しにより減少した資本剰余金の額	27,699,780 円

5. 本件に関するご相談、お問い合わせ先について

(1) 「取得価額の調整」について

お取引の証券会社、最寄りの税務署、または税理士等にご相談ください。

(2) 「税務申告」について 最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 「取得価額の調整」、「税務申告」等のご相談につきましては、2026 年 2 月 26 日付で発送予定の「決議通知状」等に同封いたします「配当金計算書」をご持参ください。

(4) 株式・配当に関する一般的なお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（無料）

受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日等を除く）

以上